

平成25年
5月1日
から

運行管理者選任の期限
などについては、うら面
をご覧ください

トラック事業者は 保有車両数が 5両未満の営業所でも 運行管理者の選任が 必要となります！



1

最低限選任しなければならない運行管理者の人数は、
営業所の保有車両数ごとに定められておりますが、
その**選任数**が**変更**されることとなります。

適用時点 保有車両数		平成 25 年 4 月 30 日以前	平成 25 年 5 月 1 日以降
5 両未満		0 人	1 人
5 両以上 30 両未満		1 人	
30 両以上 60 両未満		2 人	2 人
60 両以上 90 両未満		3 人	3 人
⋮		⋮	⋮

(注) 専ら霊きゅう自動車または一般廃棄物の収集のために使用される自動車を管理する営業所、離島に存在する営業所など地方運輸局長が認めて公示した営業所については、保有車両数が5両未満である場合、引き続き、運行管理者を選任する義務はありません。
詳細については、管轄の運輸支局にお問い合わせください。

2

運行管理者選任の期限について

現在、運行管理者の選任義務がない保有車両数が**5両未満**である営業所では、**以下の期限日までに運行管理者資格者証の交付を受けている方の中から、運行管理者を選任する必要があります。**

平成25年3月29日以降に5両未満への減車（5両→4両等）が行われる営業所

平成25年
4月30日までに
運行管理者を選任

平成25年3月28日時点で保有車両数が5両未満となっている営業所

平成26年
4月30日までに
運行管理者を選任

※上記の期限日を過ぎても、運行管理者の選任が確認できなかった場合は、法令に基づき、行政処分の対象となりますので、十分にご注意願います。

3

運行管理者の選任にあたって必要な手続きについて

運行管理者を選任していただくには、原則、以下の手続きを行っていただく必要があります。

①運行管理者になろうとする方は、運行管理者試験の受験の申し込みを行ってください。試験は年2回実施されます。

※運行管理者試験を受験するためには、運行管理に関する基礎講習を受講するなどの一定の要件を満たしている必要があります。

②試験を受験し、合格された方は、管轄の運輸支局に対して、運行管理者資格者証の交付申請を行い、交付を受けてください。

③運行管理者資格者証の交付を受けている方の中から運行管理者を選任したうえで、管轄の運輸支局に、選任届出を提出してください。

※運行管理者を選任した場合は、法令により、遅滞なく、管轄の運輸支局長に対して、運行管理者の選任届出を行うことが義務付けられています。

（注）既に必要な運行管理者を選任し、届出している場合には、制度改正に伴う新たな手続きは不要です。